

(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表

番号	事由	保護者が保育できない理由・状況		父	母	
1	就労・看護・介護・就学	就労日数等	月 20 日以上	10	10	
			月 18 日以上 20 日未満	9	9	
			月 16 日以上 18 日未満	8	8	
			月 14 日以上 16 日未満	7	7	
			月 14 日未満	6	6	
		就労時間等	月 160 時間以上	10	10	
			月 140 時間以上 月 160 時間未満	9	9	
			月 120 時間以上 月 140 時間未満	8	8	
			月 100 時間以上 月 120 時間未満	7	7	
			月 90 時間以上 100 時間未満	6	6	
			月 80 時間以上 90 時間未満	5	5	
		単身赴任	県外	18	18	
			県内	16	16	
2	妊娠・出産	母が出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する			20	
3	疾病・障がい	疾病などにより、入院による治療や安静を要し、保育が常時困難		20	20	
		在宅（通院）	疾病などにより、在宅で常時臥床の安静を要するなど、保育が著しく困難	14	14	
			疾病などにより、月に 16 日以上の通院を要するなど保育に支障がある	10	10	
		心身障がい等	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、療育手帳 A の交付を受け、保育が常時困難		20	20
			複数の障害手帳の交付を受け、保育が常時困難		18	18
			身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B の交付を受け、保育が困難		16	16
上記以外の障害者手帳の交付を受け、保育が困難		12	12			
4	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている		20	20	
5	求職活動	生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		10	10	
		上記以外		6	6	

(備考)

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申請児童の基本点数とする。
- 3 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。

(注釈)

- ※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- ※2 事由 1 の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

(2) 調整点数表

番号	事由	内容	加点・減点
1	ひとり親世帯	ひとり親世帯等	22
2	生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる	4
3	虐待・DV等	児童の家庭状況等から小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1
4	障がい児	利用を希望する児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者	4
5	育児休業明け	育児休業が終了し職場復帰する場合(※3)	6
6	きょうだい同時利用	きょうだい児が入所中の園を希望する(※2、※3)	18
		同じ年齢のきょうだい児が同時に利用申し込みをする場合(※3)	6
		きょうだい児が同時に利用申し込みをする場合(※3)	4
7	小規模保育等	小規模保育施設等の卒園児で引き続き保育施設の利用を希望する場合	20
8	保育の代替手段	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申請をする場合	4
		利用申請時点で、申請事由を理由として児童が認可外保育施設等を月に10日以上有償で利用している場合	2
		利用申請時点で、児童を同伴就労しており、前項目に該当しない場合	-1
9	世帯状況	同居家族に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者がいて介護している場合	2
10	就労状況	市内の保育施設又は保育事業に従事する(内定を含む)ことで、その施設の受け入れ態勢に影響を与える場合(保育士)	20
		市内の保育施設又は保育事業に従事する(内定含む)ことで、その施設の受入態勢に影響を与える場合(保育士以外)	16
		就職内定者	-2
11	その他	前年度から在園している児童(更新児童)	20
		前年度から在園している児童(1号認定から2号認定へ変更希望の児童)※求職活動を除く	3
		保育料の滞納が3か月以上ある(卒園・退園児を含む)(※2)	-1
		保育料の滞納が6か月以上ある(卒園・退園児を含む)(※2)	-5
		保育料の滞納が12か月以上ある(卒園・退園児を含む)(※2)	-10
		正当な理由なく保育施設又は保育事業の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来すような行為を行った場合	-10
		小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1

(注釈)

※1 特に必要と認める場合は、別途調整点数を設けることができる。

※2 納付制約書の提出及び分割納付の実績(児童手当の窓口払い等含む)がある場合を除く。

※3 1号認定から2号認定へ変更希望の児童には加点しない